

声 明

2011年9月30日、最高裁第二小法廷は、上段勇士さん過労自殺事件について、就労先であるニコンと「派遣元」であるアテストの上告を退ける決定をおこないました。その結果、2005年3月の東京地裁勝利判決に続いて2009年7月に出された東京高裁勝利判決が確定しました。

1999年3月の事件発生以来、12年を超える長い歳月をたたかいぬいた勇士さんの母親である原告の上段のり子さんと弁護団の奮闘に敬意を表します。

長い間、このたたかいを支援していただいた全国の仲間みなさんに心からお礼を申し上げます。また、高齢の両親の介護や東日本大震災で大変な思いをした原告の分身として、最高裁への毎月の宣伝・要請行動をやりぬいた会員のみなさんの奮闘に、深く感謝の意を表します。

この事件は、派遣労働者の過労自殺について企業責任を問う初めての事件でした。東京高裁判決は、過重労働を認定するとともに、ニコンへの「派遣」を違法な「偽装請負」と認定し、ニコンとアテスト双方に損害賠償を認める画期的なものでした。

この裁判のなかでは、双方の企業が労働者の安全・健康に対する配慮義務を果たさなかったことが明らかにされ、「派遣労働」＝間接雇用という制度が、いかに労働者の雇用や安全に責任を負わないものであるかも明確にされました。

このことから、派遣労働者の雇用や安全を保護するために、現在国会に上程されている「労働者派遣法改正法案」をさらに抜本的に改正して、早急に成立させることが求められています。

企業経営者は、この最高裁決定を真摯にうけとめ、派遣労働者など非正規雇用労働者をふくむすべての労働者の安全と健康に責任を持ち、二度とこのような不幸な事態を起こさない万全の態勢をつくるべきです。

不名誉な国際語である「カローシ」を日本の職場から一掃するために、私たちは全国のみなさんとともに、今後とも奮闘することを表明するものです。

2011年10月3日

上段勇士さん過労自殺裁判を勝たせる会
会 長 生 熊 茂 実
(全労連副議長、JM IU中央執行委員長)